

耐震改修住宅に対する 固定資産税の減額制度



1 制度のあらまし

昭和57年1月1日以前に建てられた住宅で、耐震改修工事を完了して3ヶ月以内に申告した場合、当該住宅に係る（工事完了の）翌年度分の固定資産税額が2分の1減額されます※。（対象住宅の床面積の120㎡まで）

※特定耐震基準適合住宅に該当する場合は2/3が減額されます。

2 減額を受けるための要件

(1) 現行の耐震基準に適合する改修工事であり、住宅耐震改修証明または増改築等工事証明を受けていること。

(2) 改修工事に要した費用の額が50万円を超えること（共同住宅にあっては、全体の費用を区画ごとに按分した額が50万円以上であること）。

*併用住宅の場合は、居住部分の割合が全体の1/2以上のものに限られます。

3 提出書類

(1) 耐震改修住宅に対する固定資産税減額申告書

(2) 住宅耐震改修証明書（※1）または増改築等工事証明書（※2）

（この証明書の発行主体としては、（※1）岡崎市住環境政策課、（※2）建築士事務所）
（この証明書の発行主体としては、（※1）岡崎市住環境政策課、（※2）建築士事務所に所属する建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人のいずれかとなります）

(3) 耐震改修工事の費用額が確認できる書類（例）耐震改修工事費内訳書

(4) 耐震改修工事後の建物平面図

(5) 長期優良住宅の認定通知書の写し（特定耐震基準適合住宅に該当する場合）

〈注意事項〉

・マンションにあっては、各区分所有者の負担割合を決議した管理組合の総会の議事録、共有住宅にあっては、各共有者の工事費用負担割合が記載された書類（共有者全員の記名捺印があるもの）など、全体工事費のうち申請者が負担した耐震改修の費用の額が確認できる書類またはその写しをご提出ください。

・バリアフリー改修または省エネルギー改修による減額措置と同時に受けられません。

4 提出先およびお問い合わせ先

岡崎市役所財務部資産税課 家屋1係（電話 23-6097）
家屋2係（電話 23-6095）